

令和2年度 尚綱中学・高等学校 文化部活動に係る活動の方針

1. 文化部活動の意義

文化部活動は、文化、科学等に興味・関心のある同好の生徒が、顧問の指導のもと、生徒の自主的・自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むことが大切である。

また、感性や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定観、責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するなど、生徒の多様な学びの場としての教育的意義が大きい。

一方、教育活動である部活動本来の姿を見失い、生徒の主体性・個性を軽んじ、勝利至上主義に陥った指導や運営を行うと、生徒の将来にまで深刻な影響を与える可能性があることを認識しなければならない。部活動における過度な練習等は、生徒の精神的・体力的な負担を増加させ、心身のバランスのとれた生活や成長を阻害するという問題があるとともに、教職員においても、部活動が長時間勤務の要因の1つになっていることに留意する必要がある。

さらに、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、学校や地域の実態に応じ、教職員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、学校職員としての部活動指導員をはじめ、活動に関する外部指導者や関係団体、地域の人々の協力・連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制の構築に努める。

2. 文化部活動の範囲

本方針の対象となる部活動の範囲は、尚綱高等学校においては「生徒会会則」第9条に定められたクラブとする。尚綱中学校においては、中高一貫の趣旨に鑑み、尚綱高等学校のクラブに中学校生徒が参加していることから、部活動の範囲も尚綱高等学校の部活動の範囲を準用する。

3. 本校の文化部活動

- 【部活動】放送部、美術部、書道部、合唱部、華道部、茶道部(肥後古流)、ギター・マンドリン部、琴部、E S S 部、和装礼法部、吹奏楽部、百人一首部、将棋部
- 【同好会】食物同好会、漫画研究同好会、軽音楽同好会、ボランティア同好会、茶道同好会(表千家)

4. 文化部活動の目標

- (1) 生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ情操を育成する。
- (2) 多様な表現や鑑賞活動を通して、豊かな心や創造性を養う。

5. 適切な活動時間及び休養日の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を上限とする。

(1)活動日

- ア. 1週間の活動日は、5日以内とする。このうち土曜日及び日曜日(以下、「週末」という)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。
なお、中学校にあっては、毎月第1日曜日は完全休養日とする。
- イ. 定期試験の1週間前からは、活動中止または短縮時間で活動とし、3日前からは練習を中止する。

(2)活動時間

- ア. 平日は長くとも2時間程度(学期中の週末も含む)、学校の休業日は3時間程度とする。
なお、各個人の自主練習時間は含まないものとする。
- イ. 完全下校時刻である、平日20時、学校の休養日及び長期休暇中18時を厳守する。

(3)校外活動・合宿等

- ア. 校外活動や合宿等の実施に当たっては、顧問が、1週間前までに活動内容、活動日、合宿日、場所、時間、引率等について明記した校外活動・合宿届、引率届等の計画書を校長に提出し、承認を得る。
- イ. 中学校の部活動における校外活動は、原則として県域内とし、生徒の発育発達から見て、月3回以内とする。

(4)競技会・大会等への参加

- イ. 文化部顧問は、事前に大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得る。

6. その他

(1)文化部顧問会議

- ア. 年度初め、また必要に応じて、顧問会議を実施し、共通理解を図る。
- イ. 定期的な部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2)経費

- ア. 部費等の取扱いについては、必要かつ最小限にとどめるよう運営の改善に努め、適切に管理する。
- イ. 会計報告については、保護者に適切に行う。

(3)その他

- ア. 文化部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるように努める。
- イ. 大会スケジュール等により、活動時間の延長や朝活動の実施ができるものとするが、この場合、希望する文化部は、事前に校長の承認を得ることとする。